平成２６年（フ）第８６号
北海道小樽市高島２丁目17番11号
債務者　飯田　千尋
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２６年（フ）第８４号
茨城県取手市戸頭２丁目13番27号
債務者　明間　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１０１号
茨城県稲敷市佐倉1975番地15、前住所茨城県稲敷市高田431番地７
債務者　藤巻　　勇
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１１２号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目13番地４　ウォーターレイⅡ113、前住所茨城県牛久市ひたち野東５丁目20番地２　ウォーターレイ104
債務者　関口　修一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１１４号
茨城県取手市戸頭７丁目７番21―301号
債務者　井上　　勉
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１１５号
茨城県取手市戸頭７丁目７番21―301号
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１２０号
茨城県取手市井野団地５番１―406号
債務者　貴島　正雄
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１２１号
茨城県守谷市久保ケ丘１丁目７番地14　アストリア３号
債務者　川口　孝幸
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１６１号
長野県松本市蟻ケ崎６丁目17番８号
債務者　太田　　晃
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第６０号
長野県飯田市松尾新井5965番地７
債務者　池田　勝志
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
長野地方裁判所飯田支部
平成２６年（フ）第１９５号
徳島県徳島市国府町竜王８番地の９、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原231番地５
債務者　石本　文夫
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第２８号
愛媛県宇和島市朝日町３丁目５番２号
債務者　中島　みき
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２６年（フ）第１８３号
佐賀県鳥栖市神辺町1569番地10
債務者　藤吉タツミ
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１９０号
佐賀県神埼市神埼町的380番地５
債務者　豆田　将貴
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２０６号
佐賀県鳥栖市本町２丁目88番地１　小林ビル103
債務者　梅田　　哲
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２１５号
佐賀市高木瀬西４丁目１番９号
債務者　白水　芳和
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２１７号
佐賀市松原４丁目２番20―203号　ロマネスク松原
債務者　菅井喜代子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係